

鳥取縣公報

昭和十九年一月二十七日
號

外 木曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 告 示
- 産婆、看護婦、保健婦、鍼術、灸術、按摩術、マツサージ術試験ノ件……………一頁
- 出産用局方ガーゼ及綿竝ニ家庭用綿配給統制要綱中改正……………二頁
- 出産用局方ガーゼ及綿竝ニ家庭用綿配給統制要綱變更……………三頁

◆鳥取縣告示第二十七號

昭和十八年度秋期産婆、看護婦、保健婦、鍼術、灸術、按摩術、マツサージ術、試験ハ都合ニ依リ無期延期中ノ處左ノ日時場所ニ於テ施行ス尙ホ曩ニ願書未提出ノ者ニシテ特ニ産婆、看護婦ニ限り更ニ願書ヲ受付クルヲ以テ受験者ハ二月十日迄ニ願書ハ關係書類添付提出スベシ

昭和十九年一月二十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

記

試験種別	日時	場所
産婆學說試験	二月二十九日 午前九時ヨリ	鳥取縣東伯郡倉吉町大字 明治町 鳥取縣農業會東伯、支部 樓上

保健婦學說同	二月一日同	同
同 實地同	三月二日同	同
看護婦學說同	三月三日同	同
同 實地同	三月四日同	同
鍼灸術學說同	三月五日同	同
同 實地同	三月六日同	同
按摩術、マツ サージ術學說	三月七日同	同
同 實地同	三月八日同	同
産婆實地試験	三月九日同	同

◆鳥取縣告示第二十八號

昭和十七年九月鳥取縣告示第六百九號出產用局方ガイゼ及綿竝ニ家庭用綿配給統制要綱中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年一月二十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 第十一中「家庭用綿ノ場合ハ五十グラムトス」ノ次ニ左ノ項ヲ加フ

「但シ知事必要アリト認ムルトキハ前項ノ數量ヲ變更スルコトアルベシ

右數量ハ變更ノ都度之ヲ告示ス」

一 別記第二號様式中「3メートル」トアルヲ「メートル」ニ「400グラム」トアルヲ「グラム」ニ「50グラム」トアルヲ「グラム」ト改ム

◆鳥取縣告示第二十九號

昭和十九年一月改正鳥取縣告示第二十八號出產用局方ガイゼ及綿竝ニ家庭用綿配給統制要綱號十一ノ但シ書ノ規定ニヨリ其ノ數量ヲ左ノ如ク變更シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年一月二十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 購入券ニ表示スベキ材料品ノ數量ヲ出產用局方ガイゼヲ二メートル綿ヲ二百グラムトス